

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇規則 告示

規則

告示

河川敷の公用廃止

森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱

道路の位置廃止

道路の位置指定

失業保険法の適用除外について

鳥取県收入証紙小売さばき人の指定

◇正誤
昭和二十八年九月八日鳥取県吉示第三百八十六号中訂正

規則

附則

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県告示第三百九十九号

鳥取県規則第六十一号

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則
鳥取県開拓審議会規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に第三号として次の一号を加え第三号を第四号とし以下順次繰り下げる。
三 開拓融資保証法施行令（昭和二十八年政令第百二十七号）第二条第一項に規定する事項

第八条に次の一号を加える。
三 開拓融資保証法施行令第二条第一項の規定による諮問

附則
この規則は、公布の日から施行する。

廃川敷地処分令（大正十一年勅令第三百三号）第三条の規定により次の河川敷の公用を廢止する。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 太 武

氣高郡千代水村大字江津字埋立七九二番地先から同所字

江津一の三番地先まで三九、三六五坪

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百号

森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱を次のように定める。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱

第一条 知事は、この要綱の定めるところにより、森林区実施計画実行に必要な調査（以下「調査」という。）

第五条 前条の規定により契約を締結した森林組合（以下「受託者」という。）は、遅滞なく調査に着手し、指定期間内にこれを完了しなければならない。

第六条 受託者は、特別の事情により計画書に記載した事項を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第二条 知事は前条の調査を委託したときは、その森林組合に対し予算の範囲内において一定標準に基く委託を交付するものとする。

第三条 森林組合は第一条の調査の委託を受けようとするときは、第一号様式により申請書に計画書を添えて知事に提出しなければならない。

第四条 知事は前条の申請を適当と認めたときは、第二号様式により森林組合と調査についての契約を締結する。

第七条 受託者は、調査の一部を完了したときは、その後度次に掲げる調査表を、全部の調査を完了したときは、第三号様式の完了届に経費精算書を添えそれぞれ知事に提出しなければならない。

一 造林指定地調査表

二 伐採許可申請森林調査表

三 伐採届出森林調査表

四 例外伐採等調査表

五 造林実行調査表

六 伐採実行調査表

第八条 知事は、前条の書類を審査し事業が完了したと認めたときは、受託者に対し委託費を交付する。但し、必要と認めたときは、調査の一部を完了したものに対しその経費の一部を支払うことができる。

2 受託者は、委託費の部分払を受けようとするときは、ばならない。

第四号様式による部分払請求書を知事に提出しなければならない。

第九条 受託者は、委託申請及び契約の締結並びに委託

費の請求及び受領について、第五号様式による委任状により森林組合連合会に委任することができる。

第十条 調査実施に関しては、この要綱の外林野庁長官通達（昭和二十八年林野第九千二百二十六号）、森林法、森林法施行規則及び森林計画編成規程によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和二十八年度分から適用する。

（第一号様式）

昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査・委託申請書

昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査を別紙計画書により委託を受け実施したいので森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱により申請します。

年 月 日

森林組合長住所氏名

印

昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査

委託計画書

但し、全部の調査が完了したときはこの契約書における事業完了月日とする。

森林 区	市町 村	調 査 種別	面積 面積	件数 所要 日数	單価 金額	調査員 氏名	備考

00814

昭和28年9月18日 金曜日 鳥取県公報 第2449号

昭和28年9月18日 金曜日 鳥取県公報 第2449号

昭和28年9月18日 金曜日 鳥取県公報 第2449号

(第二号様式)

契約書

調査

事業名 昭和 年度森林区実施計画実行に必要な
一 調査内容及び完了月日

調査区域 森林区 市町村

(1) 造林指定地調査 町歩 件 月 日

(2) 伐採許可申請森林調査 町歩 件 月 日

(3) 伐採届出森林調査 町歩 件 月 日

(4) 例外伐採等調査 町歩 件 月 日

(5) 造林実行調査 町歩 件 月 日

(6) 伐採実行調査 町歩 件 月 日

右事業につき鳥取県知事 (以下「甲」という。)
と 森林組合長 (以下「乙」という。)
は、次の契約条項により委託契約を締結する。
第一条 乙は林野庁長官通達(昭和二十八年林野第九
二百二十六号)並びに森林区実施計画実行に必要な調
査委託要綱(以下「委託要綱」という。)に基いて頃
書の調査に從事し、所定の調査表を作成してそれぞれ
の完了月日までに甲に報告するものとする。但
し契約期間内に委託要綱に基き乙から請求があつた場
合は、甲は委託費の一部を部分払することができる。

第三条 委託費の支払は、調査事業完了後とする。
第三条 委託費の一部を部分払することができる。

第四条 乙が正当な理由がなく所定の期間内に契約を
履行しないとき又は甲の正当な指示に従わず若しく

は本契約に違反したときは、甲は契約を解除し委託費

の全部又は一部を返還させることができる。

契約を解除した場合の損害については甲はその責任を

負わないものとする。

第五条 甲はこの調査実施について隨時実地指導並びに
監督を行うものとする。

第六条 この調査の実施について疑義を生じたときは甲
乙協議の上処理するものとする。

右契約の証としてこの契約書二通を作成し、甲乙署名な
つ印の上各自一通を保管するものとする。

年 月 日

知事(甲) 所
組合長(乙) 氏
名
印

(第三号様式)

昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査完了届

昭和 年 月 日 第 号により委託の通知を受け
けました右の調査を完了しましたので左記の関係書類を
添付

四本書添付 関係調査 表	(一) 造林指定地調査表 (二) 伐採許可申請 森林調査表 (三) 伐採届出森林調査表 (四) 例外伐採等調査表 (五) 造林実行調査表 表 内 伐採実行調査表
三調査内容 及び数量	一 調査区域 森林区 市町村 二調査担当者 技術員名 鳥取県知事 氏 森林組合長住所氏名 印
一 調査区域 森林区 市町村 二調査担当者 技術員名	造林指定地調査 町歩 件 伐採許可申請森林調査 町歩 件 伐採届出森林調査 町歩 件 例外伐採等調査 町歩 件 造林実行調査 町歩 件 伐採実行調査 町歩 件

00815

昭和28年9月18日 金曜日 鳥取県公報 第2449号

昭和28年9月18日 金曜日 鳥取県公報 第2449号 6

五受託費	円
六事業完了	昭和 年 月 日
年月日	昭和 年 月 日
完了年月日	昭和 年 月 日
受託費精算請求額	円
内訳	円
受託費総額	円
部分払受領額	円
差引額	円

昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査
受託費精算書

調査区域

森林区

市町村

鳥取県知事 氏名記
年 月 日

内訳

一金 円也

区分	契約額	調査額	
		面積	件数
森林区			
村町市			
査別			
積数			
要數			
価額			
積、			
數			
要數			
価額			
分求額			

(第五号様式)

委任状

森林組合連合会長

を代理人

つ合により

と定め左の権限を委任いたします。

記

昭和年 度森林区実施計画実行に必要な調査に関する

- 一 委託の申請
- 二 委託の契約
- 三 委託費の請求
- 四 委託費の受領

年 月 日

森林組合長 住 所 氏 名 団

齊木久壽

一 道路の位置 東伯郡倉吉町大字明治町一〇一七の一

一 道路の延長 一五メートル

一 道路の巾員 四メートル

一 図面省略

鳥取県告示第四百二号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第八条の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木武

その一

建築基準法施行細則(昭和二十五年十二月鳥取県規則第

八十七号)第十三条の規定により次のとおり道路の位置を廃止した。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木武

一 申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町大字明治町

東伯郡倉吉町大字明治町

一 指定場所 東伯郡倉吉町大字明治町一〇一七の一

一〇一八の一

(第四号様式)
昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査
委託費部分払請求書

森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱により右事業
に要した経費のうち左記金額を請求します。

但し、関係書類調査表はそれぞれの調査完了月
までに作成提出済である。

年 月 日

内訳

鳥取県知事 氏名記
年 月 日

内訳

一金 円也

森林組合長 住 所 氏 名 団

番号	氏	名	小売場所	鳥取県副知事職務代理者
二二五	鳥取県職員組合鳥取保健所支部支部長	山内晃	鳥取市二階町四丁目三九	鈴木武
二二六、三	沢澄江		氣高郡浜村町八幡二四二一	
二二七	鳥取県養蚕販売農業協同組合連合会	会長田中信儀	鳥取市東品治町二六	
二二八	" 東部燃料協同組合	組合長桜田実	" 二〇ノ一	
二二九	西郷村農業協同組合	宮脇清	東伯郡西郷村八屋八二ノ一	
二三〇	上井町"	岡崎潔	" 上井町上井三二〇の一	
二三一	倉吉町"	高見義	上北条村尾原五〇〇ノ二	
二三二	下北条村"	根鈴信雄	上北条村弓原三四七ノ六	
二三三	上郷村"	高見長義	倉吉町宮川町一五五ノ七	
二三四	灘手村"	平野忠一	平野町山田三六六ノ一	
二三五	社村"	伊堀離龟一	灘手村尾原五〇〇ノ二	
二三六	浦安町"	小谷潤太郎	社村国分寺三〇一	
二三七	赤崎町"	近池利勝	赤崎町赤崎一、四六三	
二三八	三明寺"	前田豊秋	浦安町上伊勢一三〇	
二三九	山口芳治	山口芳治	倉吉町巖城七七二	

申請人の住所氏名	東伯郡倉吉町大字新町三丁目	竹の家 啓三郎	鳥取県副知事 鈴木武
指定場所	東伯郡倉吉町大字明治町一〇一七の一	道の延長 一七・八メートル	道路の巾員 五メートル
面	省略	面	面 省略
一	一	一	一
一	一	一	一
失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第七条及び同法施行規則(昭和二十四年労働省令第六号)第六条	第一項第三号の規定により失業保険法の適用を除外された者は次のとおりである。	昭和二十八年九月十八日	昭和二十七年十一月一日
鳥取県告示第四百三号	鳥取県告示第四百四号	五月五日	昭和二十八年四月一日
鳥取県收入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和二十八年九月十日次のとおり指定した。	鳥取県收入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和二十八年九月十日次のとおり指定した。	六月一日	三日
青谷町	青谷町	七月一日	三日
郡家町	郡家町	五月五日	昭和二十七年十一月一日
江府町	江府町	六月一日	昭和二十七年十一月一日
東郷町	東郷町	六月一日	昭和二十七年十一月一日
羽合町	羽合町	五月五日	昭和二十七年十一月一日
閑金町	閑金町	六月一日	昭和二十七年十一月一日
船岡町	船岡町	六月一日	昭和二十七年十一月一日
町村名	町村名	適用年月日	適用年月日
大成村	大成村	昭和二十七年十一月一日	昭和二十七年十一月一日

次に掲げる町村に雇用される者であつて、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第百四十二号)に準じ退職給与額を支給される者

一 道路の延長 四六・五メートル

一 道路の巾員 五メートル

一 面 省略

その二

正誤

二五七	上中山村
二五八	浅津
二五九	泊村
二六〇	旭村
二六一	三朝村
二六二	矢送
二六三	北谷村
二六四	安田村
二六五	下郷村
二六六	北谷
二六七	中北条村
二六八	榮村
二六九	南谷
二七〇	八橋町
二七一	舍人
二七二	山守

二三九	以西村
二四〇	宇野
二四一	古布庄村
二四二	由良町
二四三	橋津村
二四四	花見
二四五	三徳村
二四六	東郷松崎
二四七	小鹿村
二四八	長瀬
二四九	下中山村
二五〇	成美村
二五一	小鴨
二五二	米田
二五三	高城
二五四	上小鴨村
二五六	上北条村
二五六	竹田村
二五七	上中山村八重四九七
二五八	羽合町下浅津一九三
二五九	泊村泊五三四ノ一
二六〇	旭村本泉三七一
二六一	三朝村三朝九三九ノ二
二六二	北谷村福本二二〇ノ一
二六三	安田村笠津五〇ノ一
二六四	佐々木龍藏
二六五	眞山栄吉
二六六	家森隆治
二六七	長谷川
二六八	斎尾
二六九	新田茂住
二七〇	堀江嘉久
二七一	中村実藏
二七二	太田忠則
二七三	京藏

昭和28年9月18日 金曜日 鳥取県公報 第2449号 12

頁行
六八本谷上三原
誤本谷上三平
正

昭和28年 九月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

印發
刷行鳥取縣鳥取市東町
所鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
印刷所